



# 地域未来 デザインセンター レター

No.  
7

Community Future Design Center

●地域と福島大学 ●福島大学復興創生シンポジウム「福島と日本をかきまぜる—ふるさと再生と人間性の回復」を開催 ●伊達イノベーション・サポートセンター(DISC)～事業者主体の起業・事業開発支援～ ●在来古代米品種「白早生」の麹を使った地域特産発酵食品の開発・商品化 ●書籍紹介 ●研究室紹介

多くの人々による大学のイメージは、「高度な専門知識や幅広い教養を学ぶ場所」、「身につけた専門知識や技術を活かして社会に貢献する人材を育成する場所」、「これまでにない理論や技術を創造する場所」というものでしょう。さらに、全国に86校ある国立大学は、約800校存在する日本の大学のなかでも「より高度かつ専門的な教育研究を行う場所」として、日本や地域を代表する高等教育機関と受け止められているものと思います。

福島大学は、福島県内唯一の国立大学として、創立以来まさに上記の評価を受けてきたといつて差し支えないでしょう。創立当初から存在する人間発達文化学類(当初は学芸学部)と経済経営学類(経済学部)が教育界と経済界に多くの人材を送り出してきたことは周知の事実ですし、その後設置された行政政策学類(行政社会学部)、共生システム理工学類、食農学類も、それぞれの専門分野から学术界や地域社会に多大な貢献を果たしてきました。その源泉である学生と教職員、そして卒業生は、福島大学の“宝”であり、彼らの努力と活躍なしに、福島大学のこれまでや、周囲からの高い評価はなかったといえるでしょう。

一方、少子高齢化、急速な人口減少、大都市への人口集中と地方の過疎化など、今日的かつ深刻な課題が目前にあり、これまでの評価にあぐらをかいては、国立大学といえども“衰退”は免れません。良き伝統を維持しつつ“いま”に合わせたバージョンアップを図っていく必要があります。昨年発表された「福島大学グランドデザイン2040」は、まさにその設計図であり、その一環として現在進められている学士課程改革は、新しい福島大学の姿を具体的に示すものです。

## 地域と福島大学



福島大学  
副学長(学術情報・グローバル化担当)

きくち よしお  
菊地 芳朗

また、大学の大きな役割として「地域連携(協働)」があります。この場合の「地域」をどのようにとらえるかは、教職員によってさまざまであり、強制や固定されるものではありません。ただし、大学全体で入学生の約40%が福島県出身者によって占められ、卒業生の約35%が福島県内に就職している事実をふまれば、県内の住民・自治体・企業等と全くかかわりをもつことなく本学が存在・活動することはありえないでしょう。福島の地を拠点とし、福島県内の人・土地・モノ・組織を大きな基盤としながら、一方で、汎日本的あるいはグローバルな視点を欠かすことなく教育・研究を展開させていくことが、福島大学に求められていると考えられます。

私自身の専門でいいますと、福島大学着任以来ほぼ20年間、県内の多くの自治体のご協力のもと遺跡や古墳の発掘や調査を続けてきました。近年は東北部や北海道に研究対象を広げていますが、その基盤にあるのは長年積み重ねてきた福島での知識と経験であり、それなしに研究を発展させることは不可能であったと断言できます。また、一緒に調査に携わった学生の多くが卒業後に福島県内外の文化財関係職に就き、文化財の保存活用をふまえた地域づくりに活躍しています。

以上は私的な一例にすぎませんが、同様の教育と研究を行っている本学の教員は少なくないと思われます。これからの福島大学は、実直で意欲的な学生・教職員と、人や各種資源に恵まれた福島の地にある利点を生かし、現状に満足することなく、これまで以上に新しい社会や地域の課題に正面から向き合い・解決する力になろうとする姿勢をもつことが不可欠であり、私自身もそのために微力を尽くす所存です。

## 福島大学復興創生シンポジウム

### 「福島と日本をかきまぜる—ふるさと再生と人間性の回復」を開催

#### 福島大学地域未来デザインセンター 特任准教授 藤室 玲治

2025 年 2 月 8 日（土）に復興創生シンポジウム「福島と日本をかきまぜる—ふるさと再生と人間性の回復」を開催しました。本シンポジウムでは、福島の復興と地方創生に、今後、どのような取り組みが必要なのかを「ふるさと再生と人間性の回復」をキーワードとして検討しました。

このキーワードには、東京電力福島第一原子力発電所の事故で避難を余儀なくされた地域における「ふるさと再生と人間性の回復」という意味に加え、基調講演をお願いした高橋博之氏の著書『都市と地方をかきまぜる〜「食べる通信」の奇跡〜』（光文社新書、2016 年）等で述べられる、都市住民が「ふるさと」を失い、また同時にリアリティ（生きる実感）と関係性（つながり）を喪失していて、そのため地方と都市の交流により都市の住民が「ふるさと再生と人間性の回復」を果たせるという、二重の意味を重ねています。

まず第一部は、「都市と地方をかきまぜる—地方創生と福島復興」と題し、（株）雨風太陽代表取締役の高橋博之氏が基調講演を行いました。高橋氏は講演の冒頭「日本は迷子になっていると感じている」と語り、日本全国の農山漁村が消滅の危機に瀕していることを指摘、日本人はそのルーツを失いつつあり、そのため、どこに向かって良いのかも分からなくなっていると続けます。

さらに東日本大震災後、32 兆円の復興予算が投入されながらも、最も人が流出しているのが東北の被災地であると指摘し、防潮堤の整備等、非日常の防災に重きを置いて、日常生活での海への関わり等の、地域の価値や魅力を軽んじた結果ではないかと述べました。

また、東日本大震災が「関係人口（単なる交流人口ではなく、地域に主体的かつ継続的に関わる地域外の人口）」という概念を生み出したと指摘し、関係人口は地域にスキルやノウハウを提供し、課題解決力を高めるだけでなく、都会の人々が地方に来ることで人間性を回復し、人間としての復興を遂げていると述べました。

今後は災害時だけでなく、復興後の日常の農山漁村維持のために都市部の人々が継続的に担い手として関わる必要があり、その解決策として、「ふるさと住民登録制度」が国会でも前向きに検討されていることを紹介し、この制度は 14 年前の福島から生まれた「宿題」の「答え」であると述べました。なおその後、2025 年 6 月に政府より同制度が創設予定である旨が正式に表明されました。

第二部のパネルディスカッションは「福島復興と人間性の回復への挑戦」と題して行い、原発事故からの復興と人間性の回復のために、被災地域でどのような取り組みが必要なのか、報告者とコメントのやり取りで掘り下げました。司会は、地域未来デザインセンター（CFDC）特任准教授の藤室玲治が務め、川内村でクラフト・ジンの製造を行う（株）Kokage 代表取締役の大島草太氏の報告には、CFDC 特任教授の永井義人が、防災とコミュニティ再構築の取り組みを行う、CFDC 相双地域支援サテライトコーディネーターの伊藤航の報告には CFDC 特任教授の高際均が、植葉町での防災や、小中学生による能登半島地震被災地支援活動に取り組む、植葉町教育委員会の猿渡智衛氏の報告には福島大学人間発達文化学類特任教授の天野和彦が、それぞれコメントを行いました（肩書はいずれも開催時点）。

本シンポジウムには福島市内の本会場（ホテル福島グリーンパレス2階 瑞光の間）の他、浜通りの大熊町内にサテライト会場（link 大熊研修室1）を設け、オンラインで接続しました。また、個別のオンライン接続での参加も受け付け、会場参加・オンライン参加合わせて県内外より 100 名の参加を得ることができました。本シンポジウムを通して、今後の被災地域の復興と、福島全域での地方創生の取り組みに対して、貴重な示唆を得ることができたと考えております。ご登壇者、ご来場者の皆さま、誠にありがとうございました。



基調講演を行う高橋博之氏



パネルディスカッション。右から猿渡氏、大島氏、伊藤、天野、永井、高際



# 伊達イノベーション・サポートセンター(DISC) ～事業者主体の起業・事業開発支援～

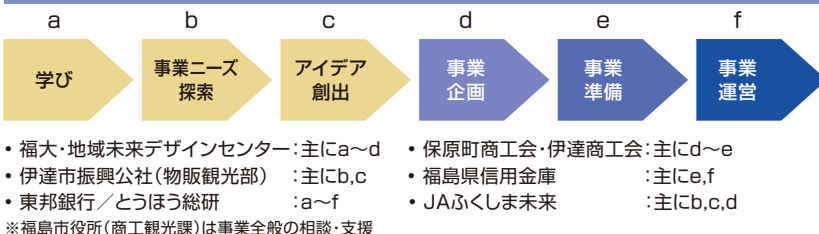
## 福島大学地域未来デザインセンター 特任教授 岩井 秀樹

伊達市の事業者が主体となって令和7年8月1日、伊達市保原駅1階に「伊達イノベーション・サポートセンター」(DISC)を開設します。DISCでは2年間の実証事業として、起業および既存事業者の新規事業開発・事業改善に関して「起業・事業開発に関する学び」から「事業運営」までの一連のプロセスを、既存の支援機関と連携して支援していきます。



保原駅(阿武隈急行線)

### 伊達イノベーション・サポートセンターで全体をコーディネート



伊達市では、人口減少、人手・後継者不足などから既存事業者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。また、2026年に予定されているイオンモールの進出がどのように影響するのか測りかねるところもあり、事業者も強い危機感を抱いていました。

そこで昨年度、伊達市商工政策審議会の答申をうけ、若手・中堅事業者を中心としたメンバーと地域未来デザインセンターが連携して「保原駅を活用したキーテナント実証プロジェクト」(伊達市商工会広域連携協議会が主体)を実施しました。

このプロジェクトは、商工業の振興施策提言を目的としたもので、提言内容は「伊達イノベーション・サポートセンター」を設立し、起業・新規事業開発を支援する仕組みを実証実験として実施してはどうかというものでした。

今回のプロジェクトの中で重要な気づきが1つありました。それは、起業や事業開発の際に最も重要な「事業ニーズ探索」「アイデア創出」の2つのプロセスに関して、定常的に支援する仕組みや機関が伊達市内には存在しないということでした。

そして、そのことが、起業や新規事業開発が起きにくい大きな要因の一つになっているのではないかと考えました。

ビジネスコンテストや創業セミナーは開催されています。また、事業内容が決まった後の店舗や資金の相談もできます。しかし、起業家や事業者が事業構想段階でのニーズ探索や事業アイデア創出について相談できるところがありませんでした。これは、多くの自治体でも同じことが言えるのではないのでしょうか。

そこで、商工会や金融機関などと連携して、起業・事業開発の初期段階から事業運営までを一貫して支援する仕組みを自前で作るということになりました。また、行政に依存するのではなく、民主体で事業に取り組むことにしました。

起業や事業開発の要は「顧客への提供価値」の発見であり、その価値のアイデア化です。簡単なことではありませんが、この部分がないと起業や事業開発はできません。2年間の実証実験のなかで、福島県における起業・事業開発のモデルの1つとなるよう地域未来デザインセンターとしても微力ながら支援していきます。

## T O P I C

### 在来古代米品種「白早生」の麴を使った 地域特産発酵食品の開発・商品化

食農学類附属発酵醸造研究所 西尾 俊亮、松田 幹

食農学類附属発酵醸造研究所では、近代育種品種にはない個性・特徴を持つ古代米の復刻栽培とその解析、それを原料とした個性的で地方色豊かな味わいの地酒、味噌など発酵食品の開発研究を進めてきました。復刻栽培をした14品種の古代米の中で、書物や文献の記述から奈良平安時代に南東北・北陸地方で栽培されていたと考えられる「白早生」のゲノム(遺伝情報)を詳しく調べた結果、「白早生」はコシヒカリなどの近代品種とは異なる、特有の遺伝子型を複数持つことが分かりました。また、白早生の米は窒素/炭素比(糖質に対するタンパク質の比に相当)が高い「高タンパク質米」であること、さらに、蒸し米に麴菌を繁殖させる醸造工程(製麴)で麴菌が作る酵素にも違いがある、など近代品種の米とは異なる特徴を持つことが分かりました。

このような大学での基盤研究の成果を地域の産業に橋渡しするために、地域未来デザインセンターの企画による「商品化プロジェクト」も活用して、地域産官学連携による白早生を使った発酵食品の開発・商品化を進めました。未来農業株式会社、会津天宝醸造株式会社、株式会社ORARA、福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター、福島大学生協のご協力により、麴味噌と濁酒が開発、商品化され、去る3月に郡山市で開催された「ふくしまの酒味噌醤油まつり」でも販売されて好評をいただきました。



古代米白早生の米麴を使った十割こしひき(左)と濁酒(右)

## ◆書籍紹介◆

### 星川清親／新田洋司 著 『新版 解剖図説 イネの生長』 (2023年3月)

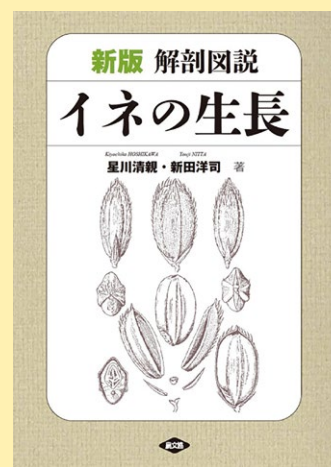
日本人にとって、イネは単なる作物ではない。古くから食卓を支え、文化を育んできた、まさに生命の根源ともいえる存在です。そのイネの一生を、種子からの発芽、最初の葉の出現から、最後の葉である穂が実を結び枯れるまでの壮大なストーリーとして描き出すのが、『新版 解剖図説 イネの生長』です。

本書が紡ぐイネの物語は、硬い種子の殻を破り、幼い根と最初の葉が力強く現れる発芽の瞬間から始まります。肉眼では捉えきれない細胞レベルの活動や、水・養分吸収のメカニズムが、詳細な解剖図と平易な言葉で解き明かされ、読者は生命の営みを追体験できます。

本書は単なる知識の羅列ではなく、イネという植物が、環境とどのように相互作用し、生命を次世代へと繋いでいくかという、壮大な生命のドラマを描いています。専門的な内容ながらも、豊富な図説と丁寧な構成により、農業関係者だけでなく、生物学に興味を持つ学生や一般読者まで、幅広い層がイネの奥深さに触れることができます。

さて、本書の著者の一人、星川清親先生は、しばしば「この図と解釈は正しいのか？検証の必要がある」と問いかけていたといいます。この探求心こそが、本書の正確性と深みを支える根幹にあるのでしょうか。この書評を読んだあなたは、この魅力的なイネの物語を、自らの目で「正しいのか？検証の必要がある」と問いかけながら、読み解いてみませんか。

(食農学類 高橋秀和)



## ◆研究室紹介◆

### 行政政策学類 准教授 浦谷 知絵



2024年4月に行政政策学類・地域政策と法コースに着任しました、浦谷知絵(うらたにともえ)です。出身は、兵庫県姫路市です。専門は、民事訴訟法・家事事件手続法です。家事事件において採用される職権探知主義では、裁判の基礎となるべき事実・証拠の収集(事案解明)の権限・責任は裁判所にあります。では、当事者は何もしなくても良いのかというと、そうではなく、当事者も事案解明に協力する義務を負います。事案解明義務がどのように分担されるべきかについて、ドイツ法を比較対象として参照しつつ、日本法の運用の在り方を研究しています。最近では、ODR(オンライン紛争解決)や非訟事件手続のIT化に関心があります。

担当している民事裁判法の講義では、民事裁判の進行を深く理解することを目的として、行政政策学類棟にある法廷教室にて、受講生全員に裁判官の着用する法服を着てもらい、裁判官席に座ったり、証言台の前に立ったりしてもらっています。

また、講義内で、裁判官、原告・被告、弁護士、証人などの役割を分担し、実際の民事裁判手続に則って審理を進めていく模擬裁判を実施しています。模擬裁判を通じて、証明責任や自由心証主義といった民事訴訟の基本原則を、理論だけでなく実践的に学ぶことができます。模擬裁判は、地域社会への貢献という意味でも有効な手段であると考えており、一般の方や他大学他学部の学生の法制度や裁判制度の学習において効果的であると考えております。

今後も、地域社会や企業の皆様と連携し、学生の実践的な学びを深めるとともに、法的素養を備えた人材の育成に努めてまいります。